

## 果樹・いちごブランド化推進業務委託仕様書

### 1 業務の概要

本県が開発した日本なし「あいみずき」、カンキツ「夕焼け姫」及びいちご「愛きらり」のブランド化を図るため、一般消費者を対象にしたイベントや SNS を活用した情報発信による PR を実施し、認知度向上と需要を喚起する。

### 2 業務の内容

#### (1) 日本なし「あいみずき」(品種名：瑞月)

消費者への認知度向上を目的に、消費者向け PR イベント(販売会及び販売会後の店舗販売)を含めた以下の業務を実施すること。

##### ア PR イベントの実施

- ・ PR イベントを開催するにあたり、企画、調整、設営、運営及び撤去まで全般に関する業務を行うこと。
- ・ 概要は以下のとおり。  
対 象：一般消費者  
時 期：8月中旬  
場 所：百貨店や商業施設など  
回 数：1回  
内 容：果実を活用した「あいみずき」の宣伝
- ・ 店舗で「あいみずき」販売会を行うこと。販売会の際には、試食品の提供を行うこと。
- ・ 販売会の当日以降に、店舗での継続した PR 販売につなげられるよう、店舗や卸売会社との調整を行うこと。
- ・ 「あいみずき」のブランド価値向上につながる内容とすること。
- ・ 購入意欲喚起につながる効果的な手法を選定し、PR すること。なお、県の所有する PR 資材(チラシ、のぼり、法被等)を活用できることとする。
- ・ イベント内容を SNS で発信する等、「あいみずき」の魅力が広く周知できるような工夫を設けること。
- ・ 開催場所については県が指定するため、関係者と適宜調整を行うこと。
- ・ 果実の調達については、県と調整をすること。試食用・販売用の果実代金は事業者負担ではないが、販売までにかかる輸送費の一部や資材費は事業者負担とする。

##### イ 認知度調査

- ・ アで実施する PR イベントの会場にて、日本なし「あいみずき」を含む梨主要品種の認知度について消費者を対象に聞き取り調査を行うこと。
- ・ 調査項目及び調査方法については、県と協議のうえ決定する。
- ・ 調査の対象者は、250名以上の調査母数を確保すること。

#### (2) カンキツ「夕焼け姫」

消費者への認知度向上を図り、消費者向け PR イベント(販売会及び販売会後の店舗販売)を含めた以下の業務を実施すること。

##### ア PR イベントの実施

- ・ PR イベントを開催するにあたり、企画、調整、設営、運営及び撤去まで全般に関する業務を行うこと。
- ・ 概要は以下のとおり。

対 象：一般消費者

内 容：果実を活用した「夕焼け姫」の宣伝

時 期：11月中旬から12月上旬（ただし、収穫時期により前後する）

場 所：県が指定する百貨店や商業施設など

回 数：1回

- ・店舗で「夕焼け姫」販売会を行うこと。販売会の際には、試食品の提供を行うこと。
- ・販売会の当日以降に、店舗での継続したPR販売につなげられるよう、店舗や卸売会社との調整を行うこと。
- ・「夕焼け姫」のブランド価値向上につながる内容とすること。
- ・購入意欲喚起につながる効果的な手法を選定し、PRすること。なお、県の所有するPR資材（チラシ、のぼり、法被等）を活用できることとする。
- ・参加者にイベントの内容をSNSで発信してもらう等、「夕焼け姫」の魅力が広く発信されるような工夫を設けること。
- ・開催場所については県が指定するため、関係者と適宜調整を行うこと。
- ・果実の調達については、県と調整をすること。試食用・販売用の果実代金は事業者負担ではないが、販売までにかかる輸送費の一部や資材費は事業者負担とする。

#### イ 調査

- ・アで実施するPRイベントの会場にて、カンキツ「夕焼け姫」の認知度について消費者を対象に聞き取り調査を行うこと。
- ・調査項目及び調査方法については、県と協議のうえ決定する。
- ・調査の対象者は、250名以上の調査母数を確保すること。

#### (3) いちご「愛きらり」（品種名：愛経4号）

消費者の認知度向上を図るため、以下の消費者向けPRイベント及び認知度調査を実施すること。

#### ア PRイベントの実施

- ・消費者への認知度向上を図り、消費者向けPRイベント（販売会及び販売会後の店舗販売）を含めた以下の業務を実施すること。
- ・PRイベントを開催するにあっては、企画、調整、設営、運営及び撤去まで全般に関する業務を行うこと。
- ・概要は以下のとおり。

対 象：一般消費者

時 期：1月から2月末まで（ただし、収穫時期により前後する）

場 所：「愛きらり」を販売する愛知県内の量販店等

回 数：2回

内 容：果実を活用した「愛きらり」の宣伝

- ・「愛きらり」の販売にあわせて、試食品の提供を行うこと。
- ・「愛きらり」のブランド価値向上につながる内容とすること。
- ・購入意欲喚起につながる効果的な手法を選定し、PRすること。なお、既存のPR資材（チラシ、ミニのぼり、ジャンパー等）を活用できることとする。
- ・「愛きらり」を生産している愛知県いちご生産組合連合会のイベント情報等を収集、活用し、効果的にPRを行うこと。
- ・果実の調達については、県及び関係機関と調整をすること。ただし、試食用・販売用の果実代金は事業者負担ではない。

#### イ 認知度調査

- ・一般消費者に対し、いちご「愛きらり」の認知度等について、アンケート等による調査を実施すること。
- ・調査項目及び調査方法については、県と協議のうえ決定する。
- ・調査の対象者は、500名以上の調査母数を確保すること。

#### ウ SNSを活用したPR動画の制作及び配信

- ・「愛きらり」に関する動画制作及び配信に係る連絡調整等を行う。
- ・動画内容や撮影時期、撮影場所等については、県と協議のうえ決定する。
- ・SNSのリール動画やPRイベントで使うデジタルサイネージで配信できるよう、動画の内容や尺などを工夫すること。
- ・「愛きらり」独自の強み・特性が消費者に分かる内容とすること。
- ・制作した動画の著作権は、県が所有することとする。

### 3 納入する成果物

#### (1) 委託業務実績報告書

(印刷物を正副2部。CD-R等電子データでの提供も行うこと。)

実績報告書には、実施内容が分かるよう、当日撮影した記録写真を掲載すること。

#### (2) 各アンケート調査結果の報告書(集計・分析結果)

(印刷物を正副2部。CD-R等電子データでの提供も行うこと。)

#### (3) その他県が示したもの

### 4 納入場所

愛知県農業水産局農政部園芸農産課

### 5 納入期限

令和9年3月10日(水)

### 6 業務完了届

受託事業者は、委託業務が完了したときは、完了報告書に事業成果等を記載し、遅滞なく県に提出すること。

### 7 事業実施における留意事項

- (1) 本業務は、地域未来交付金(地域未来推進型)を活用して行うため、「地域未来交付金制度要綱」等に規定する要件を遵守すること。また、受託者は、本事業に係る会計実地検査が行われる場合は、協力すること。
- (2) 業務内容の全般について、県と事前に連絡調整をとり、県の指示に従って行うこと。また、業務内容全般を常に把握している担当者を置き、事業の進捗状況について、随時報告を行うこと。
- (3) 打合せのための資料作成及び議事録等の作成を行うこと。
- (4) 著作権をはじめ、本業務に関する一切の権利は愛知県に帰属する。また、受託事業者は、第三者の権利を侵害していないことを保証すること。
- (5) 受託者は、業務の遂行上必要と認められるものであって、本仕様書の解釈に疑義が生じた事項、仕様書及び企画提案書に明記していない事項については、県と協議し、県の指示に従わなければならない。

- (6) SNS を活用した発信について、関係者や一般消費者の肖像権を侵害することの無いよう、十分に配慮すること。
- (7) 受託者は、本業務の遂行にあたり知り得た情報を、県の許可なく他に漏らしてはならない（契約終了後も同様とする）。
- (8) 試食・試飲の実施にあたっては、食品衛生法をはじめ、関連する法律を遵守するとともに、ブース出展場所を所管する保健所等の指導に従うこと。
- (9) ブース内等での事故や食中毒等の不慮の事態に備え、一般来場者、参画大学生等、運営スタッフ等の関係者に対し、傷害保険や生産物賠償責任保険等の必要な保険に加入すること。
- (10) 本業務の実施に係る会場との調整、クレーム、トラブルへの対応等を行うこと。